

当院の保険診療における対応基準について

木花歯科医院では、厚生労働省が定める施設基準に則り、安心して質の高い歯科医療を提供しております。以下の基準について、四国厚生支局へ届出済であり、該当要件を満たしております。

- CAD/CAM 技術を用いた補綴治療（冠・インレー）への対応
- 歯科技工士との連携に基づく補綴物提供（連携加算1 および光学印象連携加算）
- さらに高度な技工士連携を求められる加算（加算2）
- 歯科外来診療医療安全対策加算1（患者安全のための体制整備）
- 歯科外来診療感染対策加算1（院内感染防止対策の実施）
- 初診料における厚生労働省が定める基準（注1に準拠）
- 小児の口腔機能管理に関する体制強化加算（注3に準拠）
- 歯科治療中の医療管理（安全配慮加算）
- レーザー機器を用いた処置に関する加算
- 手術時の歯根面レーザー応用に対する加算
- 被せ物・ブリッジの維持管理を評価する加算
- 無痛的なう蝕処置に適用される窩洞形成加算
- 口腔粘膜の状態に応じた処置の実施

（届出基準の適用時点：2025年1月）

〒799-0405
四国中央市三島中央4丁目9-7

木花歯科医院

TEL：0896-23-2468